

昭和三十七年運輸省令第四十九号

指定自動車整備事業規則

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、指定自動車整備事業規則を次のように定める。

（指定の申請）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）

第九十四条の二の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 事業場の名称及び所在地

三 法第九十四条の二第二項において準用する法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けようとする者にあつては、その内容

四 認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容

五 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、次に掲げる事項

六 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、その種類及び認定番号

ハ 事業場管理責任者の氏名及び略歴

ニ 工員の構成及びその技能程度

一 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請者が法第九十四条の二第二項において準用する法第八十条第一項（同項第二号ロから三までに係る部分に限る。）に該当しないことを信じさせるに足る書面

二 自動車の検査をする場所及び自動車の検査をするために必要な屋内作業場の平面図

三 次条第一項第二号の自動車検査用機械器具の名称、型式及び数を記載した書面並びにこれら自動車検査用機械器具が次条第二項に規定する要件に適合することを信じさせるに足りる書面

四 法第九十四条の四第一項の自動車検査員に選任しようとする者の氏名及びその者が第四条各号の一に該当することを記載した書面並びにその者の同意書

二 事業場の設備を記載した平面図

ハ 最近三か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

二 貸借対照表及び損益計算書

一 法第九十四条の五第四項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有するこ

と。
二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうち、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはハ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてよい。

イ ホイール・アライメント・テスター又はサイドスリップ・テスター

ロ ブレーキ・テスター

ハ 前照灯試験機

二 音量計

一 速度計試験機

二 黒煙測定器又はオパシメータ

五 法第九十四条の二第三項の規定により自動車の検査の設備を二以上の事業場のために用いようとする場合にあつては、次に掲げる書面

口 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称及びこれらの者の最近三か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

イ 当該設備の管理責任者の氏名、維持管理体制及び所在地を記載した書面

ロ 当該設備の共同使用に係る者の共同使用による書面

ハ 当該設備の共同使用に関する契約書の写し

二 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積を記載した書面

イ 整備用の主要な設備及び機器を記載した書面

ハ 計算書

一 設備の基準は、次のとおりとする。

二 法第九十四条の五第四項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。

三 第二条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準（検査の設備の基準）

ハ 最近三か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

二 貸借対照表及び損益計算書

一 申請者が優良自動車整備事業者の認定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

ハ 最近三か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

二 貸借対照表及び損益計算書

一 法第九十四条の五第四項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうち、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはハ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてよい。

イ ホイール・アライメント・テスター

ロ ブレーキ・テスター

ハ 前照灯試験機

二 音量計

一 速度計試験機

二 黒煙測定器又はオパシメータ

六 法第九十四条の四第二項ただし書の運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

（検査の設備の共同使用の要件）
第一条 法第九十四条の二第三項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 共同使用の用に供される自動車の検査の設備（以下「共用設備」という。）について、その管理責任者が明確に定められていること。

二 自動車検査用機械器具の取扱要領、点検要領その他共用設備の管理規程が明確に定められること。

三 共用設備は、これを使用しようとする事業者の事業場と共用設備との間の道路交通の状況、共同使用設備の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく検査業務を行えることができる位置にあること。

四 共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業場の整備能力に対応したものであること。

五 共用設備の共同使用に関する契約において、これを使用しようとするすべての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。

六 共用設備を使用して検査をする自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

（自動車検査員の要件）

第一条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハ）に掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。として一年以上（二級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの

二 法第七十四条第一項の自動車検査官の経験を有する者

三 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十三条に規定する審査事務を実施する者として自動車の審査業務（法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）の経験を有するもの

四 法第七十六条の三十二第一項の軽自動車検査員の兼任の要件（自動車検査員の兼任の要件）

（自動車検査員の兼任の要件）
第一条 法第九十四条の四第二項ただし書の運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の国土交通大臣が定める要件は、次のとおりとする。

一 共同使用の用に供される自動車の検査の設備（以下「共用設備」という。）について、その管理責任者が明確に定められていること。

二 自動車検査員の兼任に係る事業場は、当該事業場との者が現に検査業務を行っている事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る事業場における検査業務量等を勘案して、当該自動車検査員が支障なくそれぞれの事業場の検査業務を行うことができる位置にあること。

三 共用設備は、自動車検査員の兼任に係る事業場とその者が現に検査業務を行っている事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る事業場における検査業務量等を勘案して、当該自動車検査員が支障なくそれぞれの事業場の検査業務を行えることができる位置にあること。

四 自動車検査員の兼任に係る事業場は、当該事業場との者が現に検査業務を行っている事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る事業場における検査業務量等を勘案して、当該自動車検査員が支障なくそれぞれの事業場の検査業務を行えることができる位置にあること。

五 共用設備を使用して検査をする自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

（自動車検査員の選任届等）

第一条 法第九十四条の四第二項の規定による届出書には、同項第三号の者が第四条各号の一に該当すること及び法第九十四条の四第二項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三 自動車検査員の氏名及び生年月日

四 法第九十四条の四第二項に規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（自動車検査員の選任届等）

第一条 法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、同項第三号の者が第四条各号の一に該当すること及び法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三 自動車検査員の氏名及び生年月日

四 法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、同項第三号の者が第四条各号の一に該当すること及び法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（自動車検査員の選任届等）

第一条 法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、同項第三号の者が第四条各号の一に該当すること及び法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三 自動車検査員の氏名及び生年月日

四 法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、同項第三号の者が第四条各号の一に該当すること及び法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（自動車検査員の選任届等）

第一条 法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、同項第三号の者が第四条各号の一に該当すること及び法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三 自動車検査員の氏名及び生年月日

四 法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、同項第三号の者が第四条各号の一に該当すること及び法第九十四条の四第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

に事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 指定自動車整備事業者その他の利害関係人は、登録校正実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録校正実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

3 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は抄本の請求

4 前号の書面の謄本又は抄本の請求

5 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は抄本の請求

6 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法

第十三条の九 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録校正実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を作成できるものでなければならない。

（適合命令）

第十三条の十 国土交通大臣は、登録校正実施機関が第十三条の二第一項各号のいずれかに適合

しなくなつたと認めるときは、その登録校正実施機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）

第十三条の十一 國土交通大臣は、登録校正実施機関が第十三条の四の規定に違反していると認めるとときは、その登録校正実施機関に対し、同条の規定による登録校正業務を行なうべきこと又は登録校正業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）

第十三条の十二 國土交通大臣は、登録校正実施機関が次の各号のいすれかに該当するときは、登録校正業務を休止又は廃止するべきこと。
（登録校正業務の引継ぎ）

したときその他の必要があると認めるときは、その登録校正業務の全部又は一部を自ら行なうことができる。

（登録校正業務の引継ぎ）

第三章 第二節 登録校正実施機関の運営

ものに限る。)が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置)

第三条 施行日において現に道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者(前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)に係る指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同項の規定にかかるわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二十日国土交通省令第四五号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(令和五年一月一日)から施行する。

別表第一 削除

(第八条関係)

(検査の実施の方法)

一構造に関する検査(その1)二装具に関する検査(その2)の1)の2)の3)の4)の5)の6)の7)の8)の9)の10)の11)の12)の13)の14)の15)の16)の17)の18)の19)の20)の21)の22)の23)の24)の25)の26)の27)の28)の29)の30)の31)の32)の33)の34)の35)の36)の37)の38)の39)の40)の41)の42)の43)の44)の45)の46)の47)の48)の49)の50)の51)の52)の53)の54)の55)の56)の57)の58)の59)の60)の61)の62)の63)の64)の65)の66)の67)の68)の69)の70)の71)の72)の73)の74)の75)の76)の77)の78)の79)の80)の81)の82)の83)の84)の85)の86)の87)の88)の89)の90)の91)の92)の93)の94)の95)の96)の97)の98)の99)の100)の101)の102)の103)の104)の105)の106)の107)の108)の109)の110)の111)の112)の113)の114)の115)の116)の117)の118)の119)の120)の121)の122)の123)の124)の125)の126)の127)の128)の129)の130)の131)の132)の133)の134)の135)の136)の137)の138)の139)の140)の141)の142)の143)の144)の145)の146)の147)の148)の149)の150)の151)の152)の153)の154)の155)の156)の157)の158)の159)の160)の161)の162)の163)の164)の165)の166)の167)の168)の169)の170)の171)の172)の173)の174)の175)の176)の177)の178)の179)の180)の181)の182)の183)の184)の185)の186)の187)の188)の189)の190)の191)の192)の193)の194)の195)の196)の197)の198)の199)の199)の200)の201)の202)の203)の204)の205)の206)の207)の208)の209)の209)の210)の211)の212)の213)の214)の215)の216)の217)の218)の219)の219)の220)の221)の222)の223)の224)の225)の226)の227)の228)の229)の229)の230)の231)の232)の233)の234)の235)の236)の237)の238)の239)の239)の240)の241)の242)の243)の244)の245)の246)の247)の248)の249)の249)の250)の251)の252)の253)の254)の255)の256)の257)の258)の259)の259)の260)の261)の262)の263)の264)の265)の266)の267)の268)の269)の269)の270)の271)の272)の273)の274)の275)の275)の276)の277)の278)の279)の279)の280)の281)の282)の283)の284)の285)の286)の287)の288)の289)の289)の290)の291)の292)の293)の294)の295)の296)の297)の298)の299)の299)の300)の301)の302)の303)の304)の305)の306)の307)の308)の309)の309)の310)の311)の312)の313)の314)の315)の316)の317)の318)の319)の319)の320)の321)の322)の323)の324)の325)の326)の327)の328)の329)の329)の330)の331)の332)の333)の334)の335)の336)の337)の338)の339)の339)の340)の341)の342)の343)の344)の345)の346)の347)の348)の349)の349)の350)の351)の352)の353)の354)の355)の356)の357)の358)の359)の359)の360)の361)の362)の363)の364)の365)の366)の367)の368)の369)の369)の370)の371)の372)の373)の374)の375)の375)の376)の377)の378)の379)の379)の380)の381)の382)の383)の384)の385)の386)の387)の388)の389)の389)の390)の391)の392)の393)の394)の395)の396)の397)の398)の399)の399)の400)の401)の402)の403)の404)の405)の406)の407)の408)の409)の409)の410)の411)の412)の413)の414)の415)の416)の417)の418)の419)の419)の420)の421)の422)の423)の424)の425)の426)の427)の428)の429)の429)の430)の431)の432)の433)の434)の435)の436)の437)の438)の439)の439)の440)の441)の442)の443)の444)の445)の446)の447)の448)の449)の449)の450)の451)の452)の453)の454)の455)の456)の457)の458)の459)の459)の460)の461)の462)の463)の464)の465)の466)の467)の468)の469)の469)の470)の471)の472)の473)の474)の475)の475)の476)の477)の478)の479)の479)の480)の481)の482)の483)の484)の485)の486)の487)の488)の489)の489)の490)の491)の492)の493)の494)の495)の496)の497)の498)の499)の499)の500)の501)の502)の503)の504)の505)の506)の507)の508)の509)の509)の510)の511)の512)の513)の514)の515)の516)の517)の518)の519)の519)の520)の521)の522)の523)の524)の525)の526)の527)の528)の529)の529)の530)の531)の532)の533)の534)の535)の536)の537)の538)の539)の539)の540)の541)の542)の543)の544)の545)の546)の547)の548)の549)の549)の550)の551)の552)の553)の554)の555)の556)の557)の558)の559)の559)の560)の561)の562)の563)の564)の565)の566)の567)の568)の569)の569)の570)の571)の572)の573)の574)の575)の575)の576)の577)の578)の579)の579)の580)の581)の582)の583)の584)の585)の586)の587)の588)の589)の589)の590)の591)の592)の593)の594)の595)の596)の597)の598)の599)の599)の600)の601)の602)の603)の604)の605)の606)の607)の608)の609)の609)の610)の611)の612)の613)の614)の615)の616)の617)の618)の619)の619)の620)の621)の622)の623)の624)の625)の626)の627)の628)の629)の629)の630)の631)の632)の633)の634)の635)の636)の637)の638)の639)の639)の640)の641)の642)の643)の644)の645)の646)の647)の648)の649)の649)の650)の651)の652)の653)の654)の655)の656)の657)の658)の659)の659)の660)の661)の662)の663)の664)の665)の666)の667)の668)の669)の669)の670)の671)の672)の673)の674)の675)の675)の676)の677)の678)の679)の679)の680)の681)の682)の683)の684)の685)の686)の687)の688)の689)の689)の690)の691)の692)の693)の694)の695)の696)の697)の698)の699)の699)の700)の701)の702)の703)の704)の705)の706)の707)の708)の709)の709)の710)の711)の712)の713)の714)の715)の716)の717)の718)の719)の719)の720)の721)の722)の723)の724)の725)の726)の727)の728)の729)の729)の730)の731)の732)の733)の734)の735)の736)の737)の738)の739)の739)の740)の741)の742)の743)の744)の745)の746)の747)の748)の749)の749)の750)の751)の752)の753)の754)の755)の756)の757)の758)の759)の759)の760)の761)の762)の763)の764)の765)の766)の767)の768)の769)の769)の770)の771)の772)の773)の774)の775)の776)の777)の778)の779)の779)の780)の781)の782)の783)の784)の785)の786)の787)の788)の789)の789)の790)の791)の792)の793)の794)の795)の796)の797)の798)の799)の799)の800)の801)の802)の803)の804)の805)の806)の807)の808)の809)の809)の810)の811)の812)の813)の814)の815)の816)の817)の818)の819)の819)の820)の821)の822)の823)の824)の825)の826)の827)の828)の829)の829)の830)の831)の832)の833)の834)の835)の836)の837)の838)の839)の839)の840)の841)の842)の843)の844)の845)の846)の847)の848)の849)の849)の850)の851)の852)の853)の854)の855)の856)の857)の858)の859)の859)の860)の861)の862)の863)の864)の865)の866)の867)の868)の869)の869)の870)の871)の872)の873)の874)の875)の876)の877)の878)の879)の879)の880)の881)の882)の883)の884)の885)の886)の887)の888)の889)の889)の890)の891)の892)の893)の894)の895)の896)の897)の898)の899)の899)の900)の901)の902)の903)の904)の905)の906)の907)の908)の909)の909)の910)の911)の912)の913)の914)の915)の916)の917)の918)の919)の919)の920)の921)の922)の923)の924)の925)の926)の927)の928)の929)の929)の930)の931)の932)の933)の934)の935)の936)の937)の938)の939)の939)の940)の941)の942)の943)の944)の945)の946)の947)の948)の949)の949)の950)の951)の952)の953)の954)の955)の956)の957)の958)の959)の959)の960)の961)の962)の963)の964)の965)の966)の967)の968)の969)の969)の970)の971)の972)の973)の974)の975)の976)の977)の978)の979)の979)の980)の981)の982)の983)の984)の985)の986)の987)の988)の989)の989)の990)の991)の992)の993)の994)の995)の996)の997)の998)の999)の999)の1000)の1001)の1002)の1003)の1004)の1005)の1006)の1007)の1008)の1009)の1009)の1010)の1011)の1012)の1013)の1014)の1015)の1016)の1017)の1018)の1019)の1019)の1020)の1021)の1022)の1023)の1024)の1025)の1026)の1027)の1028)の1029)の1029)の1030)の1031)の1032)の1033)の1034)の1035)の1036)の1037)の1038)の1039)の1039)の1040)の1041)の1042)の1043)の1044)の1045)の1046)の1047)の1048)の1049)の1049)の1050)の1051)の1052)の1053)の1054)の1055)の1056)の1057)の1058)の1059)の1059)の1060)の1061)の1062)の1063)の1064)の1065)の1066)の1067)の1068)の1069)の1069)の1070)の1071)の1072)の1073)の1074)の1075)の1076)の1077)の1078)の1079)の1079)の1080)の1081)の1082)の1083)の1084)の1085)の1086)の1087)の1088)の1089)の1089)の1090)の1091)の1092)の1093)の1094)の1095)の1096)の1097)の1098)の1099)の1099)の1100)の1101)の1102)の1103)の1104)の1105)の1106)の1107)の1108)の1109)の1109)の1110)の1111)の1112)の1113)の1114)の1115)の1116)の1117)の1118)の1119)の1119)の1120)の1121)の1122)の1123)の1124)の1125)の1126)の1127)の1128)の1129)の1129)の1130)の1131)の1132)の1133)の1134)の1135)の1136)の1137)の1138)の1139)の1139)の1140)の1141)の1142)の1143)の1144)の1145)の1146)の1147)の1148)の1149)の1149)の1150)の1151)の1152)の1153)の1154)の1155)の1156)の1157)の1158)の1159)の1159)の1160)の1161)の1162)の1163)の1164)の1165)の1166)の1167)の1168)の1169)の1169)の1170)の1171)の1172)の1173)の1174)の1175)の1176)の1177)の1178)の1179)の1179)の1180)の1181)の1182)の1183)の1184)の1185)の1186)の1187)の1188)の1189)の1189)の1190)の1191)の1192)の1193)の1194)の1195)の1196)の1197)の1198)の1199)の1199)の1200)の1201)の1202)の1203)の1204)の1205)の1206)の1207)の1208)の1209)の1209)の1210)の1211)の1212)の1213)の1214)の1215)の1216)の1217)の1218)の1219)の1219)の1220)の1221)の1222)の1223)の1224)の1225)の1226)の1227)の1228)の1229)の1229)の1230)の1231)の1232)の1233)の1234)の1235)の1236)の1237)の1238)の1239)の1239)の1240)の1241)の1242)の1243)の1244)の1245)の1246)の1247)の1248)の1249)の1249)の1250)の1251)の1252)の1253)の1254)の1255)の1256)の1257)の1258)の1259)の1259)の1260)の1261)の1262)の1263)の1264)の1265)の1266)の1267)の1268)の1269)の1269)の1270)の1271)の1272)の1273)の1274)の1275)の1276)の1277)の1278)の1279)の1279)の1280)の1281)の1282)の1283)の1284)の1285)の1286)の1287)の1288)の1289)の1289)の1290)の1291)の1292)の1293)の1294)の1295)の1296)の1297)の1298)の1299)の1299)の1300)の1301)の1302)の1303)の1304)の1305)の1306)の1307)の1308)の1309)の1309)の1310)の1311)の1312)の1313)の1314)の1315)の1316)の1317)の1318)の1319)の1319)の1320)の1321)の1322)の1323)の1324)の1325)の1326)の1327)の1328)の1329)の1329)の1330)の1331)の1332)の1333)の1334)の1335)の1336)の1337)の1338)の1339)の1339)の1340)の1341)の1342)の1343)の1344)の1345)の1346)の1347)の1348)の1349)の1349)の1350)の1351)の1352)の1353)の1354)の1355)の1356)の1357)の1358)の1359)の1359)の1360)の1361)の1362)の1363)の1364)の1365)の1366)の1367)の1368)の1369)の1369)の1370)の1371)の1372)の1373)の1374)の1375)の1376)の1377)の1378)の1379)の1379)の1380)の1381)の1382)の1383)の1384)の1385)の1386)の1387)の1388)の1389)の1389)の1390)の1391)の1392)の1393)の1394)の1395)の1396)の1397)の1398)の1399)の1399)の1400)の1401)の1402)の1403)の1404)の1405)の1406)の1407)の1408)の1409)の1409)の1410)の1411)の1412)の1413)の1414)の1415)の1416)の1417)の1418)の1419)の1419)の1420)の1421)の1422)の1423)の1424)の1425)の1426)の1427)の1428)の1429)の1429)の1430)の1431)の1432)の1433)の1434)の1435)の1436)の1437)の1438)の1439)の1439)の1440)の1441)の1442)の1443)の1444)の1445)の1446)の1447)の1448)の1449)の1449)の1450)の1451)の1452)の1453)の1454)の1455)の1456)の1457)の1458)の1459)の1459)の1460)の1461)の1462)の1463)の1464)の1465)の1466)の1467)の1468)の1469)の1469)の1470)の1471)の1472)の1473)の1474)の1475)の1476)の1477)の1478)の1479)の1479)の1480)の1481)の1482)の1483)の1484)の1485)の1486)の1487)の1488)の1489)の1489)の1490)の1491)の1492)の1493)の1494)の1495)の1496)の1497)の1498)の1499)の1499)の1500)の1501)の1502)の1503)の1504)の1505)の1506)の1507)の1508)の1509)の1509)の1510)の1511)の1512)の1513)の1514)の1515)の1516)の1517)の1518)の1519)の1519)の1520)の1521)の1522)の1523)の1524)の1525)の1526)の1527)の1528)の1529)の1529)の1530)の1531)の1532)の1533)の1534)の1535)の1536)の1537)の1538)の1539)の1539)の1540)の1541)の1542)の1543)の1544)の1545)の1546)の1547)の1548)の1549)の1549)の1550)の1551)の1552)の1553)の1554)の1555)の1556)の1557)の1558)の1559)の1559)の1560)の1561)の1562)の1563)の1564)の1565)の1566)の1567)の1568)の1569)の1569)の1570)の1571)の1572)の1573)の1574)の1575)の1576)の1577)の1578)の1579)の1579)の1580)の1581)の1582)の1583)の1584)の1585)の1586)の1587)の1588)の1589)の1589)の1590)の1591)の1592)の1593)の1594)の1595)の1596)の1597)の1598)の1599)の1599)の1600)の1601)の1602)の1603)の1604)の1605)の1606)の1607)の1608)の1609)の1609)の1610)の1611)の1612)の1613)の1614)の1615)の1616)の1617)の1618)の1619)の1619)の1620)の1621)の1622)の1623)の1624)の1625)の1626)の1627)の1628)の1629)の1629)の1630)の1631)の1632)の1633)の1634)の1635)の1636)の1637)の1638)の1639)の1639)の1640)の1641)の1642)の1643)の1644)の1645)の1646)の1647)の1648)の1649)の1649)の1650)の1651)の1652)の1653)の1654)の1655)の1656)の1657)の1658)の1659)の1659)の1660)の1661)の1662)の1663)の1664)の1665)の1666)の1667)の1668)の1669)の1669)の1670)の1671)の1672)の1673)の1674)の1675)の1676)の1677)の1678)の1679)の1679)の1680)の1681)の1682)の1683)の1684)の1685)の1686)の1687)の1688)の1689)の1689)の1690)の1691)の1692)の1693)の1694)の1695)の1696)の1697)の1698)の1699)の1699)の1700)の1701)の1702)の1703)の1704)の1705)の1706)の1707)の1708)の1709)の1709)の1710)の1711)の1712)の1713)の1714)の1715)の1716)の1717)の1718)の1719)の1719)の1720)の1721)の1722)の1723)の1724)の1725)の1726)の1727)の1728)の1729)の1729)の1730)の1731)の1732)の1733)の1734)の1735)の1736)の1737)の1738)の1739)の1739)の1740)の1741)の1742)の1743)の1744)の1745)の1746)の1747)の1748)の1749)の1749)の1750)の1751)の1752)の1753)の1754)の1755)の1756)の1757)の1758)の1759)の1759)の1760)の1761)の1762)の1763)の1764)の1765)の1766)の1767)の1768)の1769)の1769)の1770)の1771)の1772)の1773)の1774)の1775)の1776)の1777)の1778)の1779)の1779)の1780)の1781)の1782)の1783)の1784)の1785)の1786)の1787)の1788)の1789)の1789)の1790)の1791)の1792)の

第二号様式の二（保安基準適合標章）（第九条関係）

備考

- ① 有効期間が確了する日を表示する数字は、赤色又は黒色とすること。
- ② 有効期間及び自動車登録番号又は車両番号は、国示の例により表示すること。
- ③ サインの単位は、ミリメートルとする。

第三号様式（指定監視記録簿）（第十条の二関係）（平成文書令・企画、平成文書令90）

第四号様式（指定監視記録簿）（第十条の二関係）（平成文書令・企画・令光開文490
改訂版）

主な機器の構成									
機器名	機器番号	機器名	機器番号	機器名	機器番号	機器名	機器番号	機器名	機器番号
主機	1	モニタ	2	ディスク	3	プリンタ	4	スキャナ	5
入力機器	6	出力機器	7	通信機器	8	周辺機器	9	外部機器	10
主な機能									
データ入力	データ出力	データ検索	データ登録	データ変換	データ統計	データ分析	データ表示	データ削除	データ更新
データ登録	データ検索	データ表示	データ削除	データ変換	データ統計	データ分析	データ出力	データ入力	データ登録
主な操作									
データ登録	データ検索	データ表示	データ削除	データ変換	データ統計	データ分析	データ出力	データ入力	データ登録
主な機能									
データ登録	データ検索	データ表示	データ削除	データ変換	データ統計	データ分析	データ出力	データ入力	データ登録
主な操作									
データ登録	データ検索	データ表示	データ削除	データ変換	データ統計	データ分析	データ出力	データ入力	データ登録

